

熊野町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 24,907	千円 9,779,926	千円 171,241	千円 1,126,127	% 11.5	% 15.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

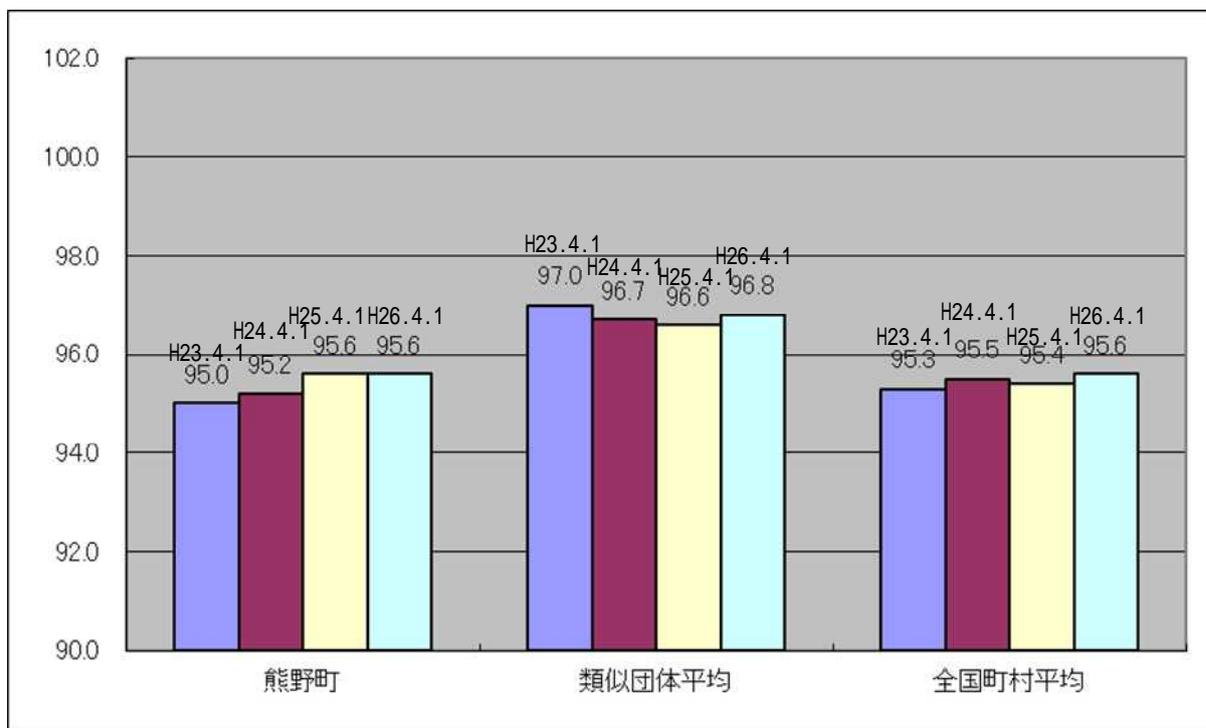
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 131	千円 400,360	千円 64,985	千円 170,743	千円 636,088	千円 4,856	千円 5,601

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層に係る号給は引下げなし。高齢層については、50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
熊野町	43.5歳	317,300円	361,469円	341,452円
広島県	44.4歳	346,600円	427,051円	384,610円
国	43.5歳	335,000円	-	408,472円
類似団体	42.3歳	316,054円	372,370円	347,095円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分		熊野町	広島県	国
一般行政職	大学卒	163,600円	177,208円	172,200円
	高校卒	142,100円	143,213円	140,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	208,800円	309,200円	355,800円	354,050円
	高校卒	208,800円		355,800円	375,700円

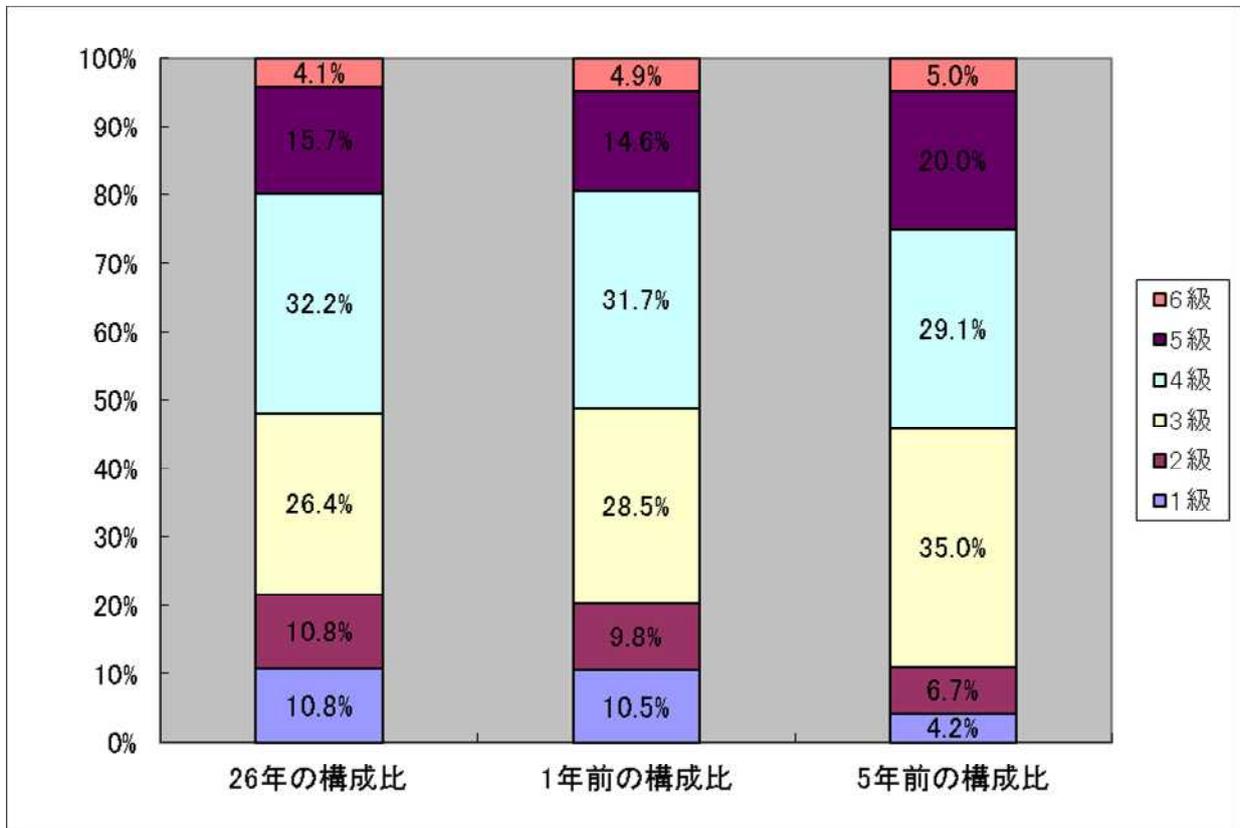
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	人 13	% 10.8	円 137,600	円 244,900
2級	主事、技師	人 13	% 10.8	円 187,700	円 308,000
3級	主任、主任主事、主任技師	人 32	% 26.4	円 224,600	円 354,700
4級	課長補佐、主査	人 39	% 32.2	円 263,500	円 388,300
5級	次長、課長、室長	人 19	% 15.7	円 290,700	円 400,600
6級	部長、事務局長	人 5	% 4.1	円 322,100	円 422,600

(注) 1 熊野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給の日前の1年間に、懲戒処分を受けた職員や病気休暇又は欠勤などの日数が一定の日数を越えた職員については、懲戒処分の内容や休暇等の日数に応じて、昇給する号給を減、または昇給しないこととしています。

また、人事考課制度により、勤務成績へ反映させるよう検討していきます。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

熊野町	広島県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,349千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,539千円	
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

基準日(6月1日または12月1日)前の半年間に、懲戒処分を受けた職員や病気休暇又は欠勤などの日数があった職員については、懲戒処分の内容や休暇等の日数に応じて、勤勉手当の支給割合を減じています。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

熊野町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特別措置 2~45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特別措置 2~45%加算)		
1人当たり平均支給額 12,610千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		264千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		87,790円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
広島市	3%	3人	10%

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		0%		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等作業従事職員の特殊勤務手当	防疫等作業従事職員	感染症に係る作業又は家畜伝染病に係る作業に従事したとき	0千円	日額1,000円
死亡人取扱作業従事職員の特殊勤務手当	死亡人取扱作業従事職員	行旅死亡人等の処置に従事したとき	0千円	1件当たり1,000円

(5) 時間外勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	25,580千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	276千円
支給実績（平成24年度決算）	20,247千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	225千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成25、24年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成25年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成25年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000円加算	同じ		15,734千円	234,835円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 (1)家賃23,000円以下の場合 家賃の月額 - 12,000円 (2)家賃23,000円を超える場合 11,000円 + (家賃の月額 - 23,000円) × 1/2 (最高限度額27,000円)	同じ		6,906千円	287,737円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給 ・交通機関 55,000円 (55,000円以下の場合は運賃相当額) ・交通用具 通勤距離に応じ2,000円～24,500円	同じ		2,732千円	48,775円
管理職手当	管理職の職責に応じ、給料の7%～15%を支給	異なる	定額制	12,405千円	516,851円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分			給 料			月 額			等		
給 料	町 副 教 育	長 長 長	821,000 円			(参考)類似団体における最高/最低額					
			686,000 円			904,000 円 /		383,500 円			
			635,000 円			750,000 円 /		478,800 円		円 / 円	
報 酬	議 副 議	長 長 員	328,000 円			486,500 円 /		227,000 円			
			271,000 円			419,300 円 /		182,000 円			
			260,000 円			390,000 円 /		157,000 円			
期 末 手 当	町 副 教 育	長 長 長	(平成25年度支給割合)								
			3.95 月分								
議 副 議	長 長 員	(平成25年度支給割合)									
		2.95 月分									
退 職 手 当	町 副 教 育	長 長 長	(算定方式)			(1期の手当額)			(支給時期)		
			給料月額821千円 × 在職年数 × 5.0			16,420,000円			任期毎		
			給料月額686千円 × 在職年数 × 3.0			8,232,000円			任期毎		
			給料月額635千円 × 在職年数 × 2.5			6,350,000円			任期毎		
	備 考										

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

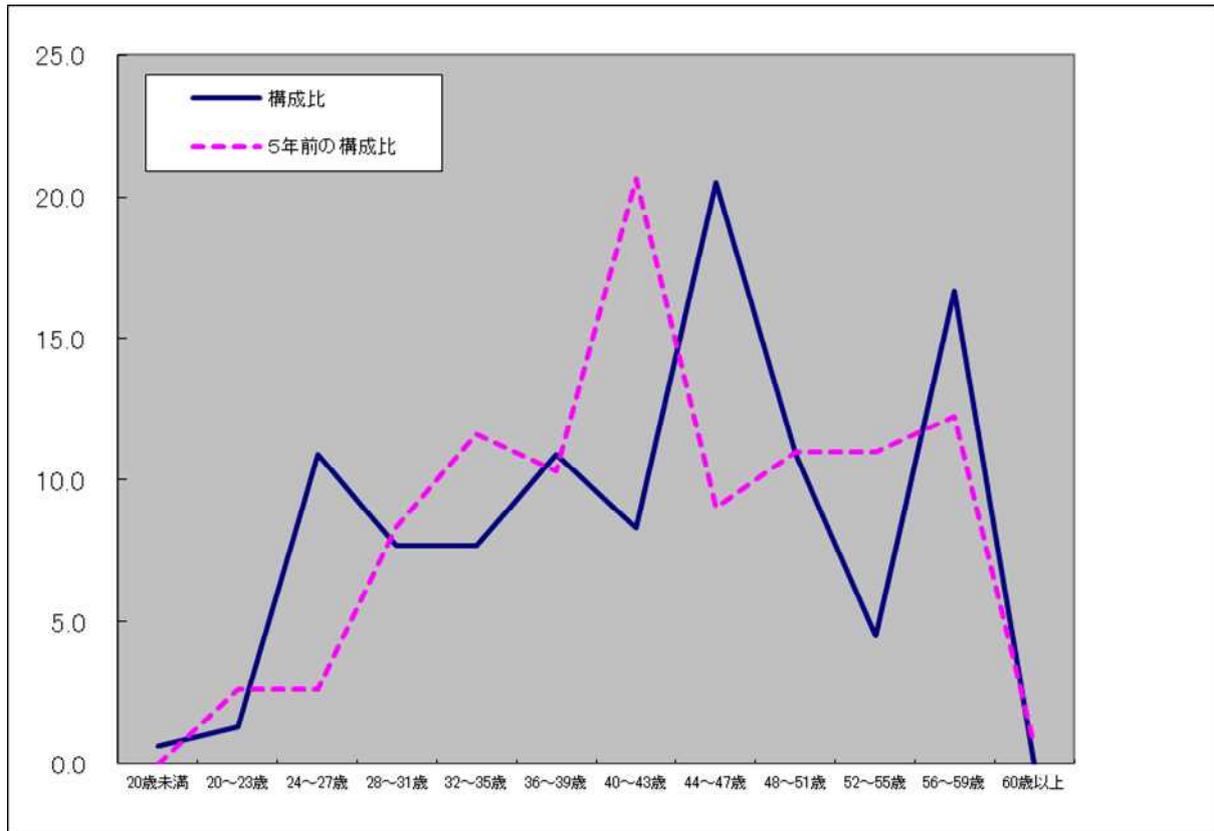
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門		111	111	0	他会計への組換えによる減
		計	111	111	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 44.62人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 51.20人)
	教 育 部 門		20	19	1	退職者不補充による減
	小 計		131	130	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.26人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 67.04人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道		8	8	0	
	下 水 道		7	5	2	機構改革による減
	そ の 他		13	13	0	他会計からの組換えによる増
	小 計		28	26	2	
合 計			159 [179]	156 [179]	3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.72人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	2人	17人	12人	12人	17人	13人	32人	17人	7人	26人	0人	156人

(3) 職員の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	109	109	110	112	111	111	2 (1.8%)
教育	19	19	20	20	20	19	0 (0%)
普通会計計	128	128	130	132	131	130	2 (1.5%)
公営企業等会計計	27	27	26	27	28	26	1 (9.7%)
総合計	155	155	156	159	159	156	1 (0.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 職員研修の状況

機関別研修	平成26年度 参加者数	平成25年度 参加者数	備 考
広島県自治総合研修センター	55人	54人	
広島市研修センター	2人	0人	
市町村アカデミー	3人	1人	
国際文化アカデミー	0人	1人	
海外派遣研修	1人	1人	
自治大学校	1人	1人	
計	62人	58人	

8 職員の福利厚生状況

職員の福利厚生事業については、一般財団法人広島県市町村職員共済互助会において実施しています。
平成26年度の事業実績は、次のとおりです。

ア 会員数 159人（平成26年4月1日現在）

イ 主な事業内容

福利厚生事業、積立年金事業、公益事業

ウ 負担割合 職員の掛金 給料月額0.625 / 1,000

町の負担金 給料月額0.625 / 1,000（公費負担率50.0%）

エ 平成25年度決算額 町の負担金 365千円

オ 事業の見直し なし

9 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 461,236	千円 437,338	千円 55,444	% 12.0	% 12.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 8	千円 30,153	千円 4,098	千円 11,106	千円 45,357	千円 5,670

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊野町	43.6歳	329,528円	472,659円
団体平均	45.0歳	342,822円	509,358円

- (注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。
2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものである。

職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

熊野町	熊野町(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,389千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,349千円
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成26年4月1日現在）

熊野町			熊野町（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（定年前早期退職特別措置 2～45%加算）			（定年前早期退職特別措置 2～45%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
0千円			12,610千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
広島市	3%	0人	3%

(エ) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）		0%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成24年度決算）	左記職員に対する 支給単価
防疫等作業従事職員の特殊勤務手当	防疫等作業従事職員	感染症に係る作業又は家畜伝染病に係る作業に従事したとき	0千円	日額1,000円
死亡人取扱作業従事職員の特殊勤務手当	死亡人取扱作業従事職員	行旅死亡人等の処置に従事したとき	0千円	1件当たり 1,000円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	1,260千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	180千円
支給実績（平成24年度決算）	914千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	131千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成25、24年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000円加算	同じ		1,482千円	296,400円
住 居 手 当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 (1)家賃23,000円以下の場合 家賃の月額 - 12,000円 (2)家賃23,000円を超える場合 11,000円 + (家賃の月額 - 23,000円) × 1/2 (最高限度額27,000円)	同じ		928千円	309,333円
通 勤 手 当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給 ・交通機関 55,000円 (55,000円以下の場合は運賃相当額) ・交通用具 通勤距離に応じ2,000円～24,500円	同じ		390千円	77,805円
管 理 職 手 当	管理職の職責に応じ、給料の7%～15%を支給	同じ		440千円	439,671円